

野田市農業委員会総会会議録（第5回）

1. 野田市農業委員会会長齊藤和夫は令和6年5月9日午後1時30分、野田市農業委員会総会を野田市役所野田市役所8階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

〈農業委員〉

1 番	川 辺 茂	2 番	山 田 賢 一
3 番	筑 井 正	4 番	齊 藤 和 夫
5 番	石 塚 正 夫	6 番	遠 藤 一 浩
7 番	吉 岡 清 美	8 番	荒 木 大 輔
9 番	染 谷 美佐夫	10 番	宇佐見 稔 久
11 番	後 藤 和 久	12 番	鳩 貝 直 子
13 番	藤 井 愛 子		

〈農地利用最適化推進委員〉

1 番	江 村 昭 夫	2 番	中 島 利 男
4 番	藤 井 文 男	5 番	岡 田 武 志
6 番	栗 原 英 雄	7 番	金剛寺 浩 一
8 番	張 替 均	9 番	山 田 教 明
10 番	池 澤 保	11 番	木 村 安 雄
12 番	知 久 清 治	13 番	松 沼 貴
14 番	和 田 利 浩		

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 令和5年度農地利用の最適化活動の推進の状況、その他事務の実施状況の公表について

- 第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号 農地法第4条の規定による農地転用届出について
報告第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出について
報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出について
報告第5号 農地使用貸借契約の解約通知について
報告第6号 農地の現況に関する照会について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長	小島 信明
事務局長補佐	宮本 武志
主事	山代 紘平
主事補	上田 和充

議長 ただいまから令和6年第5回野田市農業委員会を開会します。

本日、欠席者は、ございません。

野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

—異議なしの声多数—

異議なしと認めます。

13番 藤井 委員、1番 川辺 委員を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第5号までとなっております。

本日は、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので意見を求めます。

ただいまから議事に入ります。

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号1番についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

申請地は、畑2筆で1412平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、高齢により農業経営の規模を縮小するため。
譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。
農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。
以上です。

議長 本案について、現地調査班第2班より説明をお願いします。

染谷委員 今月は2班が担当で、5月2日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号1番、議案第2号申請番号1番、2番については石塚委員、議案第2号申請番号3番から6番については後藤委員が報告します。

それでは、議案第1号申請番号1番について石塚委員から報告をお願いします。

石塚委員 議案第1号申請番号1番について報告します。

申請地は、中里字出口の畑2筆で保全管理されている畑でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま、事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

議案第1号の申請番号2番については取下げとなっておりますので、申請番号1番について質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

－質疑なしの声あり－

質疑なしと認めます。

これより議案第1号について、採決します。

本案について、原案のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

－全員挙手－

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」を議題といたします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 2 号申請番号 1 番についてご説明いたします。

2 ページをご覧ください。

申請地は、畑 1 筆で 165 平方メートルとなっております。

転用の目的は、福祉施設用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 議案第 2 号申請番号 1 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

給排水関係は、上水道が前面道路の既設管から引き込み、汚水・雑排水が浄化槽により処理、雨水は宅内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、敷地外周にコンクリートブロックを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 2 号申請番号 1 番の説明をする前に、申請番号 1 番から 3 ページの申請番号 6 番まですべての案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は、許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が、共通している許可検討事項になります。

それでは、議案第 2 号申請番号 1 番のその他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、融資証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 2 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 2 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 498 平方メートルとなっております。

転用の目的は、使用貸借権設定による専用住宅用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石塚委員 申請番号 2 番についてご説明いたします。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、道路上からみると農家住宅の池垣の囲いの中にある農地でした。

給排水関係は、上水道が前面の道路からの引き込み、汚水・雑排水が合併浄化槽にて処理、雨水は浸透枳にて宅内処理とする計画となっております。

周辺農地への被害防除対策は、周囲は池垣に囲まれていますが、敷地の北側にブロックを設けて雨水の影響がないように配慮した計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、融資証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 3 番、4 番については同一申請のため、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 3 番、4 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 2 筆で合計 1863 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

後藤委員 議案第3号申請番号4番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると判断されますが、既存施設の拡張のため例外規定に該当します。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、碎石を十分に転圧し、隣接地から1m後退する計画となっています。

事業計画及び、申請添付書類並びに現地調査を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号5番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号5番についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で1180平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

後藤委員 申請番号5番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、単管パイプで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区については、意見書には該当しないことを確認しております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 6 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 6 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 465 平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による駐車場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

後藤委員 申請番号 6 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、関宿バスターミナルから、おおむね 1 km 以内であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

給排水関係は、給排水は無く、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をコンクリートの土留で囲う計画となっております。

事業計画及び、申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと、判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第2号1番から6番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 続いて、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号1番についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

生産緑地の指定を受けた土地の所有者は、都市計画法第20条第1項の規定による告示の日から、30年を経過したとき、又は当該生産緑地に係る主たる従事者が死亡、若しくは農業に従事することを不可能にさせる原因が生じた場合は市に買い取りの申出をすることができると、生産緑地法第10条に定められております。

本案は、生産緑地の主たる従事者を証明するもので、主たる従事者は令和6年4月に農業に従事することが不可能である診断書が提出されております。

生産緑地は、畑1筆で495平方メートルとなっております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

本案については、地元委員が現地調査を行っておりますので、委員から報告をお願いします。

遠藤委員 議案第3号申請番号1番について、令和6年4月26日に現地の状況確認を、事務局職員2名と実施しました。

現地調査で近隣に居住する方に聴き取りを行い、主たる従事者が当該生産緑地となっている農地を、買取り申出事由が発生するまでは適正に耕作しており、農業の主たる従事者であったことを確認いたしました。

また、当該農地は、保全管理された農地でした。
以上です。

議長 質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—異議なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号について採決します。

本案について、原案のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

野田市長より令和6年5月2日付けで、令和6年度第1次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画でございますが、5年の賃借権設定が畑4筆で2728平方メートル、使用賃借権設定は畑2筆で998平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を各要件を満たしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第4号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおりで可決されました。

次に移ります。

議長 議案第5号「令和5年度農地利用の最適化の状況その他事務の実施状況の公表について」を議題とします。

初めに、運営委員会議長よりご報告をお願いします。

後藤委員 農業委員会は、最適化活動の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないとされています。

令和4年2月2日付け農林水産省経営局通知より、令和4年度からの最適化活動の目標設定等について、基本的な考え方が示されました。

農林水産省経営局農地政策課長より発出された「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づき、令和5年度の農地利用の最適化の状況、その他に農業委員会における事務の実施状況について取りまとめ、市町村にホームページ等で公表するものです。

先程、運営委員会において協議し、その内容について了承されたところです。

内容については事務局から説明いたします。

以上で報告を終わります。

議長 事務局の説明を求めます。

事務局 別添の議案第5号「令和5年度農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」をご覧ください。

先月、令和6年4月1日付けで目標設定をいたしました。

今回は、令和5年4月1日の目標に対しての点検、評価となりますので、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況と、その他事務の実施状況の公表となります。

それでは1番、農業委員会の状況、農業委員の現在の体制は、農業委員定数13、実数13。農地利用最適化推進委員、定数14、実数14となっております。

農業委員の内訳としましては、13人のうち11人が認定農業者、女性委員が2人、中立委員が2人となっております。

次に2番、農家、農地の概要ですが、こちらは農林業センサスや統計調査、農政課の調査等により記載されております。

その下、耕地面積のところ、先月のお話になりますが、ご指摘のあった樹園地や牧草畑が空欄になっていたことについてですが、先程お話ししました農林業センサスという全国の自治体で実施している農業構造動態調査として、農政課から国へデータの提供をしており、その中で確かに果樹園などの作付面積も掲載されております。

事務局としましては、登記簿上で樹園地という地目がないことと、耕地面積という中で、すべての耕作された樹園地が把握できないことから、田んぼと畑という区切りで今まで掲載していた経緯がございます。

しかしながら、この耕地面積の表の下の※印に記載されておりますが、「耕地及び作付面積統計」に基づき記入となっておりますので、次回からは農政課と調整し、可能であれば農林業センサスで公表されている数字に合わせて掲載できるよう検討していきたいと思っております。

続きまして、2ページ目、最適化活動の実施状況についてご説明させていただきます。

1、最適化活動の成果目標(1)農地の集積ですが、①現状及び課題では、現状管内の農地面積が2580ヘクタール。

これまでの集積面積は473.4ヘクタール、集積率は18.3%となっております。

②の目標では、新規集積の目標を20ヘクタールと設定しており、③の実績では新規集積は29.7ヘクタールと目標値を超えておりますが、今年度末の集積面積の累計が新規集積面積を含めても477.1ヘクタールであったことから、目標達成率は96.8%となりますので、目標まで少し届きませんでした。

しかしながら、目標は達成できませんでしたが、各委員27名の活動と、市農政課との連携で担い手の集積・集約化に向けた情報提供や調整を行い、新規集積や再設定が図られていますので、十分、期待通りの結果が得られていると考えております。

次に、(2)遊休農地の解消の①現状と課題ですが、現状では1号遊休農地面積78.6ヘクタールのうち、緑区分の遊休農地78.6ヘクタール。

中央区分の遊休農地は0ヘクタールとなっております。

②の目標になりますが、遊休農地の解消の目標ですが、遊休農地面積80.9ヘクタールを、国からの通知で令和4年度から令和8年度までの5年間で解消することとし、毎年度5分の1ずつの16.2ヘクタール減少させることを目標とし、令和5年度の対象実績面積は3.7ヘクタールで達成率は22.8%となり、目標には届きませんでした。

農業委員会の点検結果としましては、令和5年10月11日、12日に利用状況調査（農地パトロール）を実施し、遊休農地と判断された農地については、利用意向調査により調査票を郵送し、所有者に今後の農地利用についての意向を確認し、遊休農地の解消を図っております。

また、各委員の活動として遊休農地化が懸念される耕作放棄地等について、農地所有者の意向を踏まえ、農地中間管理機構への貸付け、担い手や、新規参入者への集積・集約化を図り、遊休農地の発生防止に努めていただいておりますので、遊休農地解消実績面積が目標値には届いておりませんが、各委員として十分な活動状況であると考えております。

4 ページ目、(3)新規参入の促進についてご説明させていただきます。

③の実績、参考欄のところになりますが、新規参入者の参入状況につきましては、新規参入経営体数が 15 経営体、取得農地面積は 4 ヘクタールとなっております。

農業委員会の点検結果としましては、貸付希望地や休作地等について、農地所有者の意向を踏まえ、農地中間管理機構への貸付や、農地の取得または借り受けを希望する新規参入者への集積集約化が図られており、十分成果があったと考えております。

次に 5 ページ目、6 ページ目の 2 最適化活動についてですが、秋に活動強化月間を設定し、遊休農地の解消に取り組んでいただきました。

また、農業委員、農地利用最適化推進委員の最適化活動ですが、ご提出いただきました活動記録簿を点検させていただいた結果、現状では高齢化による労働力の低下、後継者不足から年々農業従事者が減少している状況であっても、農地の売り手や貸し手に関する情報の提供と、農地の取得または借受等の手続に関し、必要な支援等の活動を行っていただいております。

このように、農業労働力の減少や高齢化が進行する状況にあって、地域農業の中心となる担い手の確保・育成、農地の取得や借受を希望する担い手の集積集約化を図っていただいた各委員による活動結果をもとに、6 ページ最後の部分になりますが、事務局側の評価では、目標に対し期待を上回る効果が得られたということで、点検評価結果を公表させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は、以上になります。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

ー質疑なしの声ありー

質疑なしと認めます。

これより議案第 5 号について採決します。

本案について、原案のとおり決定し、公表することに賛成の挙手を求めます。

ー全員挙手ー

全員賛成と認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

報告事項に移ります。

議長 「報告第1号から第6号」について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号から報告第6号についてご説明いたします。

報告事項の1ページから3ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続の権利取得の届出は4件受理しております。
次に4ページ、5ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、2件受理しております。

次に5ページから8ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、14件受理しております。

なお、報告第1号から第3号については、添付書類を含め適法であったため、届出を受理し、受理通知書を交付しております。

次に9ページをご覧ください。

報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出については、10ページと12ページの2件提出がありました。

次に14ページをご覧ください。

報告第5号 農地使用貸借契約の解約通知について、1件提出がありました。

次に15ページをご覧ください。

報告第6号 農地の現況に関する照会について、1件提出がありました。

説明は以上となります。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただいたいと存じます。

議長 以上で、本日すべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。(午後2時50分)

上記会議の顛末を録し、ここに署名する。

令和6年5月9日

議 長

署 名 人

署 名 人